

## 随意契約理由書

件名	学園特 1 送水ポンプ 5 号機分解整備
契約の相手方	株式会社荏原製作所
随意契約の理由	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当
<p>随意契約の相手方を選定した理由</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 神戸市水道局は、市民へ安定的に水を供給できるよう本市全域にポンプ等の設備（以下、ポンプという。）を設けており、本件業務対象のポンプが故障し使用できなくなると、送水や維持管理に支障をきたし、市民へ水が供給できないことになりうる。</li><li>2. 本件業務対象の設備は軸受等の摩耗により主軸が変形しており、連続運転が困難な状況となっている。本件業務にて機器を分解し、主軸や軸受、ライナリング等の不良部品を交換する。これにより、故障を未然に防止するとともに、設備の信頼性向上を図る。</li><li>3. 本件業務の分解整備は、製作会社でなければ知り得ない機器内部の技術情報及び専門的技術を要するため、機器の製作会社である上記契約の相手方でなければ業務実施は不可能である。</li></ol> <p>以上より、本件業務実施に必要な不可欠な情報及び技術を有し、確実に履行できる者は上記契約の相手方以外にないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局 浄水統括事務所 (電話番号 341-8994 )